**第11回大阪府障がい者施策推進協議会　差別解消部会　議事録**

日時：平成２7年6月３日（水） 午前１０時から午後１時まで

場所：エル・おおさか（大阪府立労働センター）南１０２３会議室

出席委員

嵐谷　安雄 （一財）大阪府身体障害者福祉協会会長

井上　誠一 （一財）大阪府視覚障害者福祉協会会長

江口　啓子 （社福）大阪障害者自立支援協会相談室長

小田　昇 関西鉄道協会専務理事

倉町　公之 （公社）大阪府精神障害者家族会連合会会長

坂本　ヒロ子　（社福）大阪手をつなぐ育成会理事長

柴原　浩嗣　　（一財）大阪府人権協会業務執行理事兼事務局長

◎関川　芳孝 大阪府立大学大学院人間社会学研究科教授

辻川　圭乃　　弁護士

坪田　真起子　（社福）大阪府社会福祉協議会大阪後見支援センター所長

中島　義晴　　パナソニック交野（株）代表取締役常務

久澤　貢 （社福）大阪府社会福祉協議会セルプ部会副部会長

福島　豪　　　関西大学法学部准教授

吉川　和夫　　大阪私立学校人権教育研究会 障がい者問題研究委員会代表委員

　◎　部会長

オブザーバー

桑田　直記　　大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課課長代理

石井　力　　　大阪市教育委員会事務局指導部特別支援教育担当総括指導主事

ゲストスピーカー

　中内　福成　　障害者（児）を守る全大阪連絡協議会代表幹事

　古田　朋也　障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議議長

　　（代理　西尾　元秀　障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議事務局長）

　鈴木　京子　国際障害者交流センター事業プロデューサー

○事務局

　はい、それでは定刻になりましたので、ただ今から、「第１１回大阪府障がい者施策推進協議会差別解消部会」を開催させていただきます。

　委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。本日の司会を努めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

　それでは、部会の開催に当たりまして、障がい福祉室長から、一言ごあいさつ申し上げます。

○事務局

　皆さま、おはようございます。

○一同

　おはようございます。

○事務局

　皆様方におかれましては、ご多忙の中、また今日は朝から強い雨の中、当委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

　まず始めに、昨夜の報道でも下関市の障がい者支援施設、それからまた今日の朝刊の各紙面には、豊能町におけます障がい者支援施設において、利用者に対する虐待が疑われるような事案があったと報道されております。

　とりわけ、大阪府内の施設である豊能町の施設につきましては、今のところ町が施設に事実認定に入るということで、仮にそのような事実があったとするならば、これは行為に対して厳しい処分をということになっていくだろうと思っています。まさに、利用者に対するこうした虐待行為が疑われるようなことは、本当にあってはならないことですし、職員は利用者に対して、尊厳をもって業務に励んでいただきたいと思っているところでございます。

　さて、昨年度、当部会におきましては、ガイドラインの策定や、あるいは相談等の体制整備のあり方について議論を行いまして、部会におけます提言を取りまとめていただきました。大阪府では、この提言を踏まえまして、団体の皆様へのヒアリング、意見照会などを行いまして、ガイドラインについては、パブリックコメントを経まして３月３１日付で「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」として、策定・公表をさせていただいたところでございます。

　本年度におきましては、平成２８年４月に控えております「障害者差別解消法」の施行に向けて重要な準備の年となります。大阪府といたしましては、「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」の普及・啓発や企業等に向けての出前講座の事業など、障がい者差別解消総合推進事業を実施するとともに、先の提言を踏まえまして、相談等の体制整備の具体的方策等について検討を行い、障がい者差別解消の実効性ある取組みを進める所存でございます。

　つきましては、委員の皆様におかれましては、相談等の体制整備の具体的な方策を始め、差別解消の実効性ある取組みについてご議論をいただき、忌憚のないご意見をいただけることをお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

　本日の会議でございますが、委員改選後初めての部会になります。本来ですと、委員の皆様をご紹介させていただくのですが、時間の関係等、後ほど意見表明のお時間もございますので、お手元に配布しております名簿をもってご紹介に替えさせていただきたいと思います。

　なお、「大阪府障害者施策推進協議会差別解消部会」の委員につきましては、「大阪府障害者施策推進協議会条例」の規定により、皆様に委員就任を依頼させていただいております。現在の委員は、配付しております名簿の通り、１９名でございます。本日は現在委員１９名のうち、１３名のご出席をいただいております。「大阪府障害者施策推進協議会差別解消部会運営要領第４条第２項」の規定により、会議が有効に成立しておりますことを報告させていただきます。また、今回よりオブザーバーといたしまして、大阪市ならびに大阪市教育委員会から、それぞれご出席いただいております。

　続きまして、事務局ですが、障がい福祉室を始め、関係課が出席をしておりますので、よろしくお願いいたします。

　次に、お配りしている資料の確認をさせていただきます。

　次第

　配席表

　大阪府障がい者施策推進協議会差別解消部会委員名簿

　資料１「差別解消部会の今後の検討課題とスケジュール」

　資料２「障害者差別解消法の概要と国のスケジュール」

　資料３「部会提言関係部分の概要」

　委員提出資料

　ゲストスピーカー提出資料

　参考資料１「大阪府障がい者差別解消ガイドライン（第１版）」

　参考資料２「障がい者差別解消総合推進事業」

　参考資料３「障害者差別解消法」

　資料の不足等がございましたら、事務局までお知らせいただきますよう、お願いいたします。よろしいでしょうか。

　次に、大阪府におきましては、「会議の公開に関する指針」を定めており、本指針に基づき、本会議も原則として公開としております。また、配付資料とともに、委員の皆様の発言内容をそのまま議事録として大阪府のホームページで公開する予定にしております。ただし、委員名は記載いたしません。あらかじめご了解いただきますようお願いいたします。

　次に、この会議には、手話通訳を利用されている聴覚障がい者の委員や点字資料を使用されている視覚障がい者の委員も出席されております。

　障がい者への情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際は、その都度、お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳等もできますように、ゆっくりと、かつはっきりとご発言をお願いいたします。また、点字資料におきましては、墨字の資料とページが異なります。また、図表等はございませんので、資料を引用したり、言及されたりする場合には、具体的な箇所を読み上げるなど、ご配慮をお願いいたします。

　最後に、本部会の部会長につきましては、「大阪府障害者施策推進協議会条例第６条第３項」の規定により、協議会会長からの指名に基づき、引き続き関川委員にお願いしたいと存じます。

　それでは、以後の議事進行につきましては、部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○部会長

　引き続き部会長をさせていただきますので、進行にご協力よろしくお願いいたします。

　それでは早速でございますが、議事を進めさせていただこうと思います。冒頭のごあいさつにもありましたけれども、本年度の部会では、法施行に向けて、大阪府として必要な準備を進めるに当たって、昨年度の部会提言をより具体化するべく、相談等の体制整備の具体的方法をはじめ、差別解消の実効ある仕組みを議論していただくことになります。

　本日の議題は、次第にもございますように、「差別解消の具体的理念について」でございます。（２）、（３）にもありますように、「委員意見表明」、「ゲストスピーカーからの発言」でご意見をいただく予定でございます。途中で１０分の休憩をはさみ、午後１時の終了を予定しておりますので、議事の進行には、ご協力よろしくお願いいたします。

　それでは早速ですが、まず事務局から「これまでの議論と今後の課題等」についてご説明ください。

○事務局

　事務局です。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。失礼いたします。

　それでは、資料１をまずご覧いただけますでしょうか。資料１ですが、「大阪府障がい者施策推進協議会差別解消部会の今後の検討課題とスケジュール」ということで、まず１番。検討課題ですが、本年８月末を目途に部会を集中的に開催いたしまして、障がいを理由とする差別の解消に向けた実効性のある取組みについて議論をしていただきます。特に１番、「相談、紛争の防止・解決の体制整備の具体的方策」。２番、「実効性確保のための措置」。例えば、勧告であるとか、公表、あるいは罰則といったものの必要性について。３番に、この１番と２番の議論を通じまして、「条例の必要性」。条例が必要かどうか。必要とすれば、具体的にどのような条例が必要かというところについてご検討をいただきます。

　点字資料２ページになります。２番目にスケジュール案ということで、第１１回の本日は「取組みの基本理念等」について、お話いただきます。第１２回は、「相談、紛争防止・解決の体制整備の具体的方策」について、第１３回は、同じく、「相談、紛争の防止・解決のための体制整備の具体的方策」についてお話をしていただきまして、さらに実効性の確保のための措置、勧告、公表、罰則の必要性についてお話しいただきたいと思います。第１４回、「これまでの議論の整理」、第１５回、「これまでの議論の整理」という形で計５回議論をしていただきたいと思っております。

そのあと、親会である「障がい者施策推進協議会」を９月に開催する予定でございます。また、平成２８年４月の法施行に向けまして、対応要領等国の動向等に応じまして、部会を随時開催したいと思っております。

　続きまして、資料２をご覧ください。こちらは以前からお示ししている資料でございますが、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について」の内容でございます。点字資料の２ページ目の中ごろにございますが、真ん中に「差別を解消するための措置」といたしまして、差別的取り扱いの禁止といたしまして、国、地方公共団体等、民間事業者に対しまして、法的義務となっております。合理的配慮の不提供の禁止につきまして、国、地方公共団体等につきましては、法的義務となっており、民間事業者については努力義務となっております。

　点字資料の３ページでございますが、「具体的な対応」といたしまして、政府全体の方針といたしまして、「差別の推進に関する基本方針」を策定。これが平成２７年２月２４日に通知が出ております。あわせまして、国、地方公共団体等それぞれが当該機関における取組に関する要領を策定するということと事業者向けに事業分野別の指針、ガイドラインを国で策定するという予定になってございます。

　２番目といたしまして、「差別を解消するための支援措置」という形で、紛争解決、相談ということでの体制整備を図ることとしております。

　次に資料２別紙１「今後のスケジュールについて」をご覧いただけますでしょうか。国で示されたスケジュールでございますが、上半期中に国職員対応要領、事業者のための対応指針が作成される予定でございます。下半期中には、地方公共団体等職員対応要領の作成への支援、点字資料２ページ目になりますが、国民への基本方針、対応要領、対応指針の広報・周知。特に、対応指針の関係業界への周知。国、地方公共団体、関係機関・団体、関係業界における各種体制の整備が行われるというスケジュールになります。

　続きまして、資料３をご覧いただけますでしょうか。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の制定を踏まえた大阪府における障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みについての提言」の概要でございます。これは、昨年部会で決められた提言の内容でございます。

　１番といたしまして、取組みの基本理念。障害者権利条約、障害者差別解消法等の趣旨を踏まえ、広域自治体として、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みを推進するとともに、共生社会の実現をめざすということが基本理念となっています。

　２番、取組みの原則といたしまして、基本理念に基づき、差別解消の取組みを広く府民の理解を得ながら、行っていくために以下の事項を原則とする。（１）障がい者は、地域社会で共に暮らす一員であること。（２）障がい理解を深めることが最も重要な、かつ基礎となる取組みである。（３）これまでの先進的な取組みを継承しつつ、法的整備を含めた現状を踏まえて、大阪府ならではの取組みを行う。（４）大阪府、市町村、府民がそれぞれの役割の下に相互に連携しつつ、取組みを行う。（５）広域自治体として積極的に広域的な仕組みを整備すること。（６）取組み内容を定期的に点検し、改善を図ることとなっております。

　点字資料３ページ目になります。３番目、取組みの三本柱ということで、基本理念及び原則を踏まえ、以下の三つを柱として、障がいを理由とした差別の解消に向けた取組みを行う。１、何が差別に当たるかについて、府民共通となるガイドラインの策定。これは昨年度策定しました。配布しております参考資料１になります。２、障がいを理由とする差別に関する相談、紛争の防止・解決の体制整備。既存の相談機関、相談事業を活用していくことを基本としつつも、障がいを理由とする差別に関して、第三者的な立場で相談、紛争の防止、解決を行うための府独自の体制整備を図る。これが今回ご議論いただくものでございます。

　点字資料４ページ目ですが、３、障がいや障がい者に対する理解を深めるための啓発活動の促進。これについては、後ほど説明させていただきます。

続きまして、４番、相談、紛争の防止・解決の体制整備のあり方。

１、府における体制整備。大阪府、市町村の適切な役割分担のもと、大阪府が広域的な立場から、各市町村等地域の相談活動を支援する仕組みやより専門的、中立的な立場から地域での解決が困難な事案に対応する仕組みを講ずる。点字資料５ページですが、障害者差別解消法における基本的な考え方といたしまして、新たな機関を設置せずに、既存の機関等の活用・充実を図るとなっております。

　２、地域の相談活動を支援する仕組み。専門性を有する人材、広域専門相談員を大阪府に配置し、困難事案の助言や調整等を行い、相談事案の解決を図る。個別の相談事案の内容において様々な分野等における対応したより専門性の高い人材の活用等も検討する。

　点字資料６ページになりますが、３、地域での解決が困難な事案に対応する仕組み。学識経験者、当事者、事業者等で構成する合議体を大阪府に設置し、関係者等の意見を聞きながら、不当な差別的取扱いにかかる事案について、助言やあっせん案の提示を行う。なお、今後の相談事案の集積や国の動向等を踏まえて、対象事案の取り扱いは将来の検討課題とする。実効性の確保といたしまして、勧告制度や勧告に正当な理由がなく、従わない場合などの公表制度などについても検討を必要とする。

　点字資料７ページになりますが、５番、障害者差別解消支援地域協議会。これにつきましては、まだ詳細が示されてはおりませんけれども、国の動向を踏まえつつ、設置に向けた検討を行う。

　続きまして、墨字３ページで点字資料８ページになりますが、６番、条例の必要性の検討。体制整備やその権限の根拠として、条例が必要かどうか検討する。

条例の必要性の主な議論といたしまして、ア、ガイドラインは条例等を根拠とする実効性あるものとして。ウ、具体的に大阪府独自の相談等の体制を考えると紛争の解決機関の設置、権限の根拠として条例が必要。点字資料９ページの中ごろになりますが、少し飛ばしまして、キ、単に条例が必要ということだけでなく、どのような条例が必要なのか。もっと議論が必要である。ク、条例にするならば、議会の理解が得られるようなきちんとした内容にする必要がある。ケ、ガイドラインは、条例に比べて幅広く書くことができるが、やはり条例はその性格上、内容に制約がある。多様な障がいがある中で、条例でひとまとめにするのは難しいといった議論がされました。

　以上が簡単ですが、提言の概要でございます。

　続きまして、参考資料２をご覧ください。こちらは、障がい者差別解消総合推進事業に関しまして。点字資料の２ページ目です、平成２７年度においては、部会による提言で位置づけられた取組みの三本柱、平成２６年度内のガイドライン策定、大阪府独自の相談、紛争の防止・解決の体制整備、障がい理解を深めるための啓発活動の促進を踏まえまして、法施行に向けて、次の取組みを推進する。

　１、大阪府障がい者差別解消ガイドラインの普及啓発及び障がい理解ハンドブックの作成。大阪府障がい者差別解消ガイドラインの普及啓発を図るため、冊子及びリーフレットを作成する。

　点字資料３ページの中ごろあたりなのですが、２、（仮称）広域専門相談員の設置。大阪府に専門の相談員を置き、市町村等へのヒアリングや、助言・指導を通じ、地域における障がいを理由とする差別にかかる相談体制の確保を支援する。

　３、出前講座事業。障がい理解を深め、差別の未然防止を図るため、事業者団体や企業等に障がい者、当事者等を講師としまして、体験型の講座を開催する出前講座を事業として推進いたします。

　以上で簡単ではございますが、事務局からの説明とさせていただきます。

○部会長

　はい、ありがとうございました。ただ今の事務局の説明内容について、ご質問等ございましたら、ご発言ください。いかがでしょうか。今までの議論を確認したものですから、多くの方々はご案内の通りだと思いますが、よろしいでしょうか。

　はい。それでは、よろしければ取組みの基本理念等について、それぞれ委員の方々においての意見表明をいただこうと思います。

　まず、事務局より全体の本日の流れについて、ご説明いただけないでしょうか。

○事務局

　それでは、本日の委員意見表明の流れについて、説明させていただきます。

　本日は、出席されている委員１４名、ならびにオブザーバー２名の方から、一人５分程度で、意見を表明いただきたいと存じます。

　表明いただく内容につきましては、差別解消の取組みの基本理念等についてです。障害者差別解消法の施行に向けまして、差別解消の取組みを進める上で、大切であると考えること、またた取組みを進めるにあたり、留意する事項、そして今後、議論していくことになります相談、紛争の防止・解決の体制整備の具体的方策に求めることなどをご発言いただきたいと考えております。以上です。

○部会長

　はい、ありがとうございます。それでは、一人あたり５分を目途にご発言いただこうと思います。それでは順にお願いいたします。

○委員

　はい、アイウエオ順で１番先でございます。どうもすみません。私からは、まだ何もまとめてきていないですが、意見表明というのかどうか。障害者差別解消法そのものをどう市民社会に知らしめるか。ここがまず1点目の問題ではないだろうかと思います。我々と行政だけで、障がい当事者と行政だけで障害者差別解消法といって、騒いでいたところで、一般社会では、あまりそれが知られていないというところに大きな問題があるように私は思うのです。やはり、地域で「障害者差別解消法とは、このようなものですよ」ということを十分周知徹底していかなければならないと思います。

　また、最も差別というそのこと自身が、一体何をしたら差別なのか、どうしたら差別なのか。差別する方といえば少し表現が悪いかもしれませんが、差別した方というのか、された方のどちらもこの差別という意識がなければ、全く差別というものないものと同じ状況だと私は思います。だから、そこをどのように「差別というものはこれですよ」というものの形がないので、知ってもらうのは大変だろうと思います。万一、そのような事案が発生した時に、解決をどのようにするかということですが、これは当事者を呼んで、「あなたは差別しましたよ」というような裁判的な形式なものでは、おそらくできないだろう。といって、それぞれの有識者というのか、寄って相談して、その当事者というのか、差別をした人に「こうでした。ああでしたよ」と説明をするのか。このあたりが見えていないので、まだ私もよくわからないのですが、一番難しいのが合理的配慮というところで、過重な負担の場合は差別ではないというところです。過重な負担というのはどれだけのものをいうのか。金額的なものなのか、物的なものなのか。そのあたりが何かふわっとした感じで、今のところ見えていないのです。

　なるほど、「階段のあるところにスロープを付ければ合理的配慮です」というような一般的な表現は今されているのですが、果たしてこれが社会において、実施されるものかどうか。また、事業者に対しても、「合理的配慮です」ということで強く迫るということは非常に危険性が多いように、私は当事者として、いつでも思っているのですが、あまりきついことを言えば、事業者の方、完全に引いてしまう。この計画は、成り立たないだろうと思っております。

　先日、全日本の身体障がい者の福祉大会で、宮崎で講演を受けました大谷恭子さん。ご存知の方もいらっしゃると思いますが、弁護士の方で国の障がい者制度改革推進会議の委員でもありますが、大阪府のガイドラインは素晴らしいものができています、ということを、これを全国にもやはりＰＲする必要があるだろうということも私個人的には言われました。大阪のガイドラインが素晴らしいものだということをまず皆さんにお知らせをしておきたいと思います。

　５分間でよろしいですか。もう終わりですね。はい、どうもすみません。もし質問があれば、お伺いいたします。

○部会長

　はい、素晴らしいガイドラインを作ったという評価をいただいて、とてもうれしく思います。さて、続いてお願いいたします。

○委員

　座って失礼します。

　まず、第一のポイントです。委員がおっしゃったことと比較的共通することもあるのですが、この啓発ということが大事だと思うのです。昨年、各団体が差別事例というものを収集いたしました。私どもの団体もそれを行ったのですけれども、まず差別とは何なのか。自分が差別されているとか、差別していないとかいうことが全然おわかりになっていない人がとてもたくさんおられた。それで、もっとひどい話になりますと、自分は何も差別されていないので、あるいは人権侵害をされていないので、書くことがないというようにいわれた方も何名もおられたのです。

　ということで、現代の社会の中で生きていく上で、絶えずいろいろな形での制約、あるいは差別をされているということが日常化して、麻痺しているような状況になっているのではないか。挙がってきた事例についても、少し予想よりも言葉は悪いですけれども、小さいものが多かった。というようなことで、組織に入っていて、いろいろな形で日ごろの団体としては、啓発活動をしているわけですけれども、それもそのようなわけですから、組織に入っていない人の場合はもっともっとそのような意思が薄いし、そもそも障害者差別解消法というような法律が存在していることさえ知らない人が障がい者側に多くいるのではないだろうかと私は思うのです。

　だからやはり、啓発といいますか、まず障がい者に対して、この法律の理念なり、そこに謳われている合理的配慮、あるいは不当な差別的取り扱いというのが、どのようなことなのか。そして自分の生活をもう１回良く眺めたらどうか。点検したらどうかというようなことをしていかないといけないと思います。ただ、これは現実問題として、個人情報保護法がありますので、障がい者に直接いろいろなことを啓発できないという事態になっておりますので、非常に難しい問題なのです。

　それから、一般社会ですけれども、今も委員がおっしゃったのですが、普通のマスコミというものは、犯罪性のあるものでない限りは、なかなか取り上げてくれない。だから、一般社会に対してもこの法律の存在、あるいは法律の理念というものを広く啓発していくことが難しいと思うのです。だから、いろいろなチャンスでテレビなり、新聞で取り上げてもらうようなことを私どもからも考えて働きかけていかない限りは、難しいのではないかと思います。

条例の問題ですけれども、この２９日から３１日まで私どもの全国大会がありましたので、行ってまいりました。北海道から沖縄まで来ているのですが、そこで条例のある県、あるいは市も当然あって、そこからも来ているのですが、全く条例の話、条例があったらこのように変わったとか、条例があるのでこのような活用をしたという話は全く出てこない。だから、条例のあるところもないところも悩みを訴えてくる内容というのは、全然変わらない。条例があるから私のところが進んだという話がない。だからやはり、条例というものを大阪府で作っていくことについて、私は反対しませんが、それ以前に各地域の条例というものが、条例の文言を検討するのではなくて、その条例がある地域の障がい者がそれをどのように評価しているか、どのように活用しているかということの調査というものを積極的にしなければならない。それは、行政側から例えばＡという県があればＡの県の行政側に聞くのではなくて、そこの障がい者に意見を聞くようなことを考えないと本当の条例の評価というのは、出てこないと思います。そのようなことを積み上げていった上で、大阪府が条例を作るかどうするかということはよく考えないといけないと思うのです。

　とりあえずは、大阪府障がい者差別解消ガイドラインというものをいかに地域で周知をしていき、それを障がい者側が活用していくか。事業者側にどこまで理解をしていただくかということを良く考えていかないといけないと思います。以上です。

○部会長

　はい、ありがとうございます。続きまして、お願いいたします。

○委員

　座って話させていただきます。

　私の業務は、主にこれからの議論の課題となります相談にかかわる分野を担当しております。私は一つとして、障がい者１１０番の電話相談。主に電話相談なのですが、受けているというような状況です。相談の体制という中で、今、例えば私が受けている相談の体制というのは、主に電話で障がい者の方、障がい者の家族の方から非常に差別的な発言があったとか、そのような対応があったというようなことに対して、非常に嫌な思いをして、その思いを聞いてくださいというような気持ちの部分、そのところの相談を現状は受けているというようなことが今の体制です。この障害者差別解消法の対応になってきますと、気持ちの話ではなく、現実の事実、何があったのか、それに対してどのように対応していくのかというようなそのような現実的な対応が望まれるということに変わってくるかと思います。

　そもそも、障害者差別解消法では、相談を今後既存の相談機関をベースに活用するということになっています。一相談機関の一つなのですが、他の相談機関がどのような認識で、どのような対応をされ、今後どのような対応をしていこうとされているのかというのが相談機関同士の中でも逆によくわからないという現状があるというのも事実かと思います。

　やはり、ここは第一義的に相談を受ける者の資質といいますか、私も全然できていないのですが、そこの部分をまずスキルアップといいますか、認識、意識のようなものをきちんと確立していくことが体制づくりの第一歩なのだろうと考えます。

　実際に、そこのところの大きな体制と個々の実際直面する者の体制と意識とその組織のような部分も含めて、整理していく必要がありますし、まずは相談機関等々で対応している者の研修というか、何になるかわかりませんが、そのような情報交換のようなことも少し必要になってくるのだろうと現在考えたりしております。以上です。

○部会長

　はい、ありがとうございました。続きまして、お願いします。

○委員

　座らせていただきます。

　基本的理念の意見表明までとはいきませんけれども、現在の私なりの考えを述べさせていただきます。基本的なことで申しますと、事業者とは、大阪府内で営業等活動を行うもの。障がい者とは、府民に限らず、大阪府内で生活あるいは大阪府内の施設などを利用する国内、国外の人となるのだと思っております。

　それと広報・周知方法につきましては、関係の業界または事業者に対して、各事業を所管する主務大臣が対応指針、ガイドラインを作成して広報・周知するということになっていると思います。

　国民に対しましては、国が法、基本方針、対応要領、対応指針について、広報・周知を行うことになっていると思っております。国は、地方自治体などに対して支援するということで、今後さらに具体的に示されることとなっております。

　このことを踏まえまして、今まで検討を重ねてきました公共交通機関。これは、鉄道、バス、タクシー、飛行機、旅客船ということで移送手段が著しく異なるものでありますが、それぞれの取組みの方法の一つとして、具体的内容を申しますと、一つは不当な差別的取り扱いとなる具体的事例のまとめをする必要があるのではないかと思います。また、不当な差別的取り扱いとならない正当な理由の具体的事例のまとめ。

　一つは、合理的配慮の具体的事例。または、望ましい事例のまとめ。一つは、過重な負担となる具体的事例のまとめ。または、過重な負担とならない具体的事例、または好事例のまとめということでこれらのまとめを具体的にしまして、これらをまとめ上げたものを各事業を所管する国の機関などにおきまして、業界団体や事業者に対しまして示すということで、示された業界団体や事業者は、これをもとにそれぞれの立場で取り扱い方針を立てるとともに、従業員教育などに役立ててもらう。

　また、利用者に対しましては、それぞれの立場で周知するという流れが考えられるところでございます。

　ただ、これらを行う場合の問題点といたしまして、一つは、各公共交通機関別に誰が主体的にこのまとめを行うかということです。まとめに際しまして、他の自治体との整合性を図る必要があるのかどうかということと、また事業を所管する国の機関、あるいは事業者を会員とする協会などとの協議が必要かどうかというところが考えられるところでございます。

　それからこれはもう一つ、紛争処理体制で今後議論されるかと思いますけれども、有効に機能させるためには、大阪府にセンター的な機関を設け、その下に各分野別に専門部門を設置するとともに、それぞれ専門家を配置する。処理に当たって必要な場合は、事案を所管する国の出先機関など、または大阪府の担当する部署に照会などをしまして、迅速かつ確実に行う必要があるのではないだろうかと思っております。この場合に国の出先機関など、また大阪府の担当部署に担当窓口を設置するなど、システム作りが必要ではないだろうかと考えているところでございます。以上でございます。

○部会長

　はい、ありがとうございます。続きまして、お願いいたします。

○委員

　よろしくお願いいたします。

○部会長

　座っていただいてお願いします。

○委員

　精神障がい者の差別についていろいろ出てくる。これを見ますと１番ショックを受けたのは、住宅問題なのです。精神障がい者とわかったから、入居を断られたとか、そのようなことが５件ほどあったと思うのです。それからもう１つは、入居をしているのだけれども、その人が精神障がい者だとわかったときに、家主から退去を要請されたということで、その家から出ないといけなくなった。そのようなことが挙がっていました。

　そのような観点で実は、今後の差別解消部会の議論を見ていきたいと思うのです。例えば、やはり精神障がい者の性質の理解が十分に進んでいないことから、どのようなことが起こるかわからない、恐ろしいとか、そのようなことです。退去させられるとか、入居を断られるとか、そのようなことになってきていますが、やはりこの原則の中にも書いてありますように、障がい理解を深めることが一番重要だという点をぜひ今後もいろいろな点で見ていきたいと思っておりますし、大阪府障がい者差別解消ガイドラインの冒頭の中でも、大切なのは理解し合うこと。そのために対話すること、このことを書いておられます。そのスタンスでいろいろなことを見ていきたいと思っております。

　それから、相談、紛争の防止・解決の体制整備。ここのところでは、先ほど申しました精神障がい者が入居を断られた、このようなことに対して、相談を持ちかけたときに、どのようにして解決していけるのか。そのような観点で、このあたりの議論に入っていきたいと思うのです。やはり実効性のある相談機関といったものがないと、なかなか前に進まないのではないだろうかと思います。

　それから住宅問題に関連して、実はこのような話がございました。地域の住民が建築協定というものを結んでおりまして、そこでは住宅以外のものを建てられない。グループホームなどを作る場合に、そのような住民同士が結んだ協定によって、グループホームを作れない、断られた、ということがありました。これはこの部会で検討するには、非常に難しいテーマかも知れませんけれども、大きい壁がその地域にあるということなのです。このようなことも必要によっては、議論に入れていただければどうだろうかと思いますし、このようなことは、なかなかこの部会だけでどうこう言っても解決する問題ではありませんが、非常に大きい壁といいますか、そのようなものを住民で作ってしまっているということですから、やはり啓発活動とか、そのようなものにいろいろな手を入れていって、今言ったようなものをなくしていく。そのようなことにつなげればいいだろうと思っております。

　それからもう一つ、条例の問題です。大阪府障がい者差別解消ガイドラインはできた。それからいろいろな仕組みができてくるのですけれども、条例という形で示せば、全体の仕組みといいますか、そのようなものがわかりやすくなるのではなかろうかと思いますし、もう一つは、条例の中の表現といいますか、これはやはり皆にわかりやすいものを作っていくということが必要ではなかろうか。

　今思っているのはそのようなことです。以上です。

○部会長

　はい、ありがとうございます。続きまして、お願いいたします。

○委員

　はい、よろしくお願いします。座ってお話しさせていただきます。

　５分ということでしたので、少し書かせてもらってきました。今回、平成２５年４月、合理的配慮の実践の促進を図るため、事例を募集して公表。そしてまた、１０月には障がいを理由とした差別と思われる事例を募集して、６９１件の事例が集まり、それらをもとに何が差別に当たるのか。合理的配慮とはどのような処置が望ましいのかなどについて基本的な考え方や具体的な事例をわかりやすくお伝えしたガイドラインが国より先に策定でき、ホームページにアップされたということは意義があることだと思います。

　そしてこれからは、障害者差別解消法が平成２８年４月に施行されることが府民、市民にこの大阪府障がい者差別解消ガイドラインを使用してどのように広報していくかということが大切だと思いますし、また障がい特性を理解してもらうためには、個人として、障がい者団体として、行政としてそれぞれの役割があるように思います。

　やはり、市とか府としても、啓発運動を進めていく必要があるのだと思います。その中で特に、知的障がいというのは、外見だけではわかりにくい。そして、差別事案があっても、適切にやはり自己弁護できないというような障がい特性があります。そのような意味でも、その障がい特性を理解してもらうためにも、啓発運動というか、そのようなものが大事なのだと思います。

　もう一つ、仮称ですが、広域専門相談員というのが大阪府に設置されるということを検討されておりますけれども、それとともに、府民に近い、市民に近いといいますか、市町村にも窓口を作り、障がいのある人が相談に行きやすい、そして、共生社会に向けた仕組みができればいいだろうと思います。このような広報とか、啓発だとか、相談体制というものについては、やはり市町村と協力しながら、大阪府が推進していくというのが大事なのだと思います。

　条例につきましては、今ＯDFでも作業チームを作り、討議しておりますけれども、やはり共生社会に向け、いい形で条例ができればいいと思っております。以上です。

○部会長

　はい、ありがとうございます。続きまして、お願いいたします。

○委員

　どうぞよろしくお願いします。座らせていただきます。

　私からは、委員の意見の資料の３人目のところで、資料を出しておりますので、それに基づいて発言させていただきます。大阪府人権協会は、人権相談など、相談事業に取り組んでおります。その中で見えてきた課題として、障がい差別解消に向けた相談、紛争解決に向けた体制整備とそれから条例の必要性について意見を述べたいと思います。

　まず大きな１としまして、相談、紛争の解決のための体制整備でございます。一つ目には、相談、紛争解決のための仕組みの必要性です。障がい者差別解消のガイドラインに基づく話し合いの解決が求められている。実質的な解決ですけれども、大阪府障がい者差別解消ガイドラインによる話し合いでは解決しない場合の解決の仕組みが求められていると思います。具体的には、１、障がい者のサービス利用拒否の理由が正当な理由に当たるかどうか。例えば、車いす障がい者の美容店の利用拒否を利用者の安全の観点から、行ったとする事案がありました。２、障がい者が話し合いを求めてもそれに応じない場合、どうするのかということです。例としてありましたのは、乗車拒否したまま、すぐに走り去るタクシーの事案とかがありました。それから３、利害が対立する場合にどうするのかということです。鉄道駅の無人化という営業方針と障がい者の利用とで対立する事案がありました。４、営業が広範囲にわたる場合にどうするのかということです。相談がありましたのは、療育手帳をもつ障がい者に対する医療保険の加入の拒否というのが内規（内部規則）で決まっているからというような相談がありました。それから５、継続性のある場合にはどうするか。保育園や学校での校外の行事に参加させてもらえるかどうかとの話し合い。このような相談が来ております。司法的な解決までの間に、簡易、迅速な紛争解決の仕組みというものが必要になると思います。

　大きな二つ目、現状としましては、相談、紛争解決の現状と問題点です。既存の相談機関では、相談は受けられても、相手側への調整を行う権限がありません。利用拒否の美容店に行政と相談機関が話し合いをしても、お願いしかできなかったという事案があります。また、障害者差別解消地域支援協議会には、個別紛争を解決する機能はありません。裁判などの司法手段しかなくなるということになります。

　大きな３として、求められる相談、紛争の解決の体制としましては、三つ挙げました。一つは、相談及び調整の機能が必要です。そのために、市町村相談員と広域相談員の配置が必要です。話し合いとともに、調整できる機能が必要になると思います。そのための相談員の養成も必要になります。

　二つは、助言とか斡旋ができる。そのために公正中立な第三者機関が必要だと思います。機能としては、第三者機関として助言・あっせんができること。体制としては、障がい当事者、事業者、学識経験者、相談関係機関等などが考えられると思います。

　三つは、実効性の担保が必要です。知事として調査権とか、勧告または公表の権限が必要だと思います。また、大阪府庁内の体制としては、全部局との連携と横断的な人権部局の調整の役割などが必要になるのではないかと思います。これが相談、紛争解決のための体制整備でございます。資料には、体制のイメージと役割というのを書いております。今お話しした内容を図にしたものでございます。

　それから、条例制定の必要性です。条例制定の必要性としては、障害者差別解消法の不十分さを補完する条例が必要です。これは、政府が取りまとめた基本方針でも、条例の制定を否定はしていないという形になっています。必要な場合は、必要という形になっています。法律では、ガイドラインに委ねられているところ、既存の相談機関での対応ということにされています。障がい者差別が起こらない社会づくりのために、啓発を進める根拠として、条例が必要だと思います。他の府県でも、障がい者差別の解消のための条例が制定されています。また、大阪府には、大阪府人権尊重社会づくり条例があり、具体化が求められていると思います。

　最後に、条例の役割として、書いています。不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供の定義を条例で明確にすること。それから、先に作ったガイドラインを条例に基づく指針としたいと思います。それから、障がい者が差別事案を訴える権利があるのだということを条例で明確にしたいと思います。それから、調整の権限を付与することを定めたいと思います。それから、紛争解決議会に助言・あっせんの権限を与える。知事に勧告、公表の権限を与える。それから最後に、障がい者差別のない社会づくりへの意識を高める啓発の役割を行政あるいは事業者の責務として定めるようなそのような内容を条例に入れるべきではないかと思います。

　以上、全体にわたって気が付くところを発言させていただきました。よろしくお願いいたします。

○部会長

　はい、ありがとうございます。続きまして、お願いいたします。

○委員

　座ってお話しさせていただきます。

　私の意見については、先ほどの意見書の次にあります。要約させていただきますと、弁護士として、いろいろな事件をするのですが、障がいのある人の事件が受けた事件の中で、ある発達障がいのある児童がいました。彼は発達障がいのために感覚が過敏です。味覚か、のどの触覚かもしれませんが、そのようなところが過敏なために、食べられないものがありました。ただ、それを理解のない幼稚園の先生とかは、偏食だということで、好き嫌いだということで無理やり食べさせたということがありました。それで保護者としては、学校に入学するにあたって、給食のときはそのことを十分に配慮してほしいという申し入れをしていました。なのに、それが担任に伝わっていなかった。現学級の担任に伝わっていなかったということがありました。現学級の担任は、単なる好き嫌いのわがままだ、だから偏食は直さないといけないという信念のもとに給食を無理に食べさせたというところがありました。それによって、不登校になって、学校に行けなくなったという事案です。

　結局いろいろ交渉したり、調停をしたりということはしたのですが、最終的には、裁判で合理的配慮がないということで損害賠償が認められたというのが市の小学校でしたので、市長に対して損害請求が認められたとそのような事案でした。ただ、彼は期待に胸を膨らませて小学校に入学したのに、入った途端の４月に無理に給食を食べさせられたので、５月には学校には行けなくなりました。それから、判決が出たのは、彼が小学校５年生のときです。５年間小学校に行けなかった。かつ、賠償金をもらったからといって、小学校に行けるかというと、必ずしも行けるということではないです。そのようにいろいろな方法を駆使して、損害賠償を得たところで、もらわないよりかはいいですけれども、解決にならないです。本当に必要なのは、そのときに十分な説明ができる、給食がなぜ食べられないのかという説明、理解をするとか、そのあと、どうやって学校に行けるようにするのかという話し合いの場、そのようなことが必要だったのだろうと思います。

　今回、昨年大阪府障がい者差別解消ガイドラインを作っていただきました。ものさしを作るということは、非常に必要なことです。でも、それだけではやはり不十分です。全体で必要なのは、今回検討課題とされていること。この三つです。

　相談、紛争の防止・解決の体制整備。先ほどの事例でも、このような整備がされていたら、彼は学校に行けたのではないかと思います。そして、実効性の確保のための措置です。あとで事後的に賠償をもらうということではなく、本当に差別の解消をするためには、絶対にこのような実効性の確保が必要です。かつ、そのようなことを実現するためには、やはりそのような条例が必要であるということを強く感じております。既存の組織だけでは、賠償請求をするということだけになってしまいますので、ぜひそのような三つのことを実現させていただきたいと思います。以上です。

○部会長

　はい、ありがとうございます。続きまして、お願いいたします。

○委員

　座らせていただきます。

　私の意見は漠然とした内容なのですが、取組みの基本理念につきましては、多くの皆様方と意見が一致して、障がいの正しい理解を進めるための取組みというのを基盤にしながら、実際の現実の生活や社会的な場面で生じてくる不当な差別の事象、合理的配慮のなされない事象、それに伴う現実的な困りごとや様々なトラブル、それをどのように解決していけるかというところにかかってくるものだと思います。

　現実に挙がってくる事象の中身というのは、現在の社会的障壁の現実が上がってくるわけですので、そのようなことを一つ一つ見ていく中で、今後、社会的障壁をどう改善していくか、どのような活動につなげていくか、という多くのヒントがその中に含まれているのではないかと思います。障がいに対する誤解とか、偏見、差別というのは、やはり知らないということに大きく影響されると思います。知らないから自分は何も差別の理解をしていないと思っていたとしても、知らないということでその差別を温存させていく消極的な役割を果たしているのではないか。自分自身の体験を振り返っても何か思い当たるようなことがやはりあります。知らないということが慣習など誤解された情報そのものを思い込んでしまうようにそのようなことをなくしていくことが近道だろうと思っています。

　まず、今回の報告の中にもありますように、府民全体が障がいを知ることから始まっていくものと思いますし、そのような理解を深めることの取組みが重要かつ基本的なものであろうと思っています。今回の差別解消に向けた取組みの原則の中で、私が特に重視してほしいと思うことは、地域社会の中でという言葉です。これまでは当事者の皆様方が先進的に取り組んでこられ、業者を引っ張っていただいてきた大阪ならではの活動の成果。それを基盤にしながら、さらに今回取組みを積み上げていけたらということと大阪府障がい者差別解消ガイドラインの最初のページの枠の中にも書いてあるようにこのガイドラインというのは、府民全体が障がいを知ろうとするきっかけ作りになっていく。それをきっかけにして、最終的には知ってよかったと思えるようなそのような仕組みが大阪で本格的に作っていけたらと思っています。

　それと、体制整備のあり方の中に書かれている相談体制につきましては、いろいろな相談を受け付けるようなところがありますので、具体的な事案への対応に対しては、一義的には身近な地域の相談機関が見る。やはり一番相談に行きやすいところは、普段から慣れ親しんだところに話はしやすいのだと思いますので、それがいいのだろうと思いますし、相談機関はここ１か所という形ではなく、たくさんあって選択できるようなそのような意味での地域でのいろいろな既存の相談機関がそれを引き受けるというのがいいのだろう。

　ただ、それを市町村レベルでどのように指導していくのか。実際の具体例を今後に役立てるために大阪府域全体にどのようにつないでいくかとか、そのようなシステム化のようなことをもう少し明確にしていかないとそれぞれの既存の機関もかえって混乱を招くことになりかねないのだろうと思います。

　そのような地域での解決、市町村機関と協力しながら解決していくことが、そのようなところで市町村が積極的な対応を期待したいというのがあります。

　その上で、市町村の要請に基づいた広域的な専門相談であったり、大阪府的に市町村と連携していろいろなことができたらと思っています。

　広域的な専門相談に関しましては、やはり幅広い内容になってくると思いますので、一人の相談員が知識としても、すべてを持っているわけではないと思いますので、多方面にかかわる関係機関相互の連携体制というのが非常に必要ですし、相談支援をするための支援ネットワークというのですか、そのようなものが実効性あるような機能をするようなものがいるのではないか。

　それと高度な調整力がやはり求められると思いますし、そのような調整の根拠となるような例えば法令といわれていますけれども、明確な根拠が必要だと思っています。大阪府レベルで合議体を設置して、多面的に検討をして、助言・あっせん案を提案するというようになっていますけれども、実際にしてみてどのような事案がどの程度の頻度で上がってくるか。それはなかなか実際、動き出してみないとわからないだろうというところもありますので、してみながら今後の方向性を高めていくということも必要なのだと思っております。以上です。

○部会長

　はい、ありがとうございます。続きまして、お願いいたします。

○委員

　どうぞよろしくお願いします。座らせていただきます。

　まず弊社の近隣には、障がいのある施設が多くあって、先ほど委員からお話のありました入居を断られたとか、グループホームの建設に地域の壁があるとか、このような話を最近よく耳にすることがあります。住みたいところに住めない。人権として、きちんと守っていかなければいけないのだと最初に思う次第であります。

　障がいのある方を雇用する会社側としましては、現在も行い、今後も取組みを進めていくために必要なことが私は二つあると思います。

　まず一つ目は、コミュニケーションをきちんととること。二つ目は、物理的配慮を行って、未然リスクの観点から安全を進めることと思っております。このことは、手法的なことで、誰でもできるということですので、ぜひ進めていただく。

　まず、コミュニケーションのところでありますが、障がいの種類、それからレベル差、個人差、すべてにおいて皆様異なるので、一様にこうだということは決めつけられないと思います。それは、日々のコミュニケーションとお互いの思いを常に話し合っておくことが重要だろう。その少しの気づきが、ヒントとなり、何らかの手を打てる。事前のことができるのだろうと一つは思っております。

　それから二つ目の物理的配慮のところでございますが、弊社は５Ｓ（整理、整頓、清掃、清潔、しつけ）をツールに未然リスクを考え、対応している。少しガイドラインのページの３９、４０ページのところに弊社の写真が載っているわけですけれども、車いす障がいの方が多いとか、精神障がいの方が多いとか、まず安全をきちんと配慮しているかというところも進めていく。健常者が障がいのある方に対してするだけではなくて、障がいのある方自らがほかの皆の方にそのような手を打っていくということも大事なことだと思っております。

　このようなことをする中でも、どうしてもそれでも私は差別されているということで相談できる窓口は必ず必要だと思います。解決のための体制整備をきちんと進めていかなければならないと思います。困っている方を困らせない制度に持っていくべきだ、困っている人がたらいまわしにされるような制度では、何をしても仕方ないと思っております。その中で今どれぐらいの方が日々相談されるのか、相談件数がどれくらい、発生するのか、ここのところをやはりきちんと把握して、体制を取っていかなければ、過剰体制になっても仕方がない。相談する方が多いのに手が回らないというようなことにもなりかねませんので、早めにどのくらいの相談件数が大阪府で発生しているのか、市町村で発生しているのか、というのは把握をすべきだと思っております。以上でございます。

○部会長

　はい、ありがとうございます。続きまして、お願いいたします。

○委員

　よろしくお願いします。座らせていただきます。

　セルプ部会というのは、旧法でいえばいわゆる授産施設。障がい者の授産施設という部類に入るわけです。障害者自立支援法の下で高い工賃、あるいは就労支援をするといういわゆる就労系の支援と介護を中心とするいわゆる生活介護関係の事業に分離していくというそのようになってきているわけですが、そのような中で、今多くの法人だとか、多くの事業所がその日中活動をどうするかという問題に合わせて利用者だとか、家族の高齢化という問題、あるいは、重度化という問題がとても大きな問題になってきている。その中で、グループホームを建設したり、開設をするということが多くの事業所などでの新しい事業展開の一つとして捉えられてきています。

　先ほどから出ているように、既存の住宅を使おうと思うと拒否をされる。貸していただけないというようなことがあったり、既に府営住宅を借りているところで上がやかましいから出ていってくださいと下から言われたり、そのような問題があるために、今、建設型のグループホームが中心になってきているのですが、これとて実際建てようと思うと近隣から、本当に静かなのでしょうかとか、防音装置はしていますかというようなことを言われているという状況も聞こえてきています。このことは、その課題としてあるのですが、私たちの立場からいえば、今まで日中活動という狭い枠での支援から、グループホームを支援するということになれば、２４時間、利用者の生活が広まっていく。そこに今、問題になっているこの差別だとか、人権侵害の事実が今まで以上に出てきているという実態が報告されています。

　私の施設の利用者も、精神障がいが少しある方ですが、近くのスーパーに言って買い物をする。お金を確かめないといけないものですから、１０円、２０円、３０円と並べていく。そうすると後ろから「何しているのだ」と言って怒られて怒鳴られて店員さんからあっち行ってとのような形でいわれる。そのようなことを施設の中に引きずってくるわけです。そのことによって、施設で暴れる。いろいろなことが何回も繰り返してきている。そのようになってくるわけですから、私たちのような施設の職員が今までのように施設の中で気持ち良く仕事をしてもらう、気持ちよく生活をしてもらうというだけの支援だけでは、とどまらないという課題が出てきている。

　そのような意味で、生活を捉えていくという視点を私たちがもたないと、差別の解消だとか、根絶という課題には、立ち向かっていけないような気がするのです。そのような意味で、障害者虐待防止法は、施設の中で人権問題をもっときちんとしていこうということで繰り返して研修もされ、そのような対応もしてきた。虐待防止委員会だとか、責任者を決めたりとか、いろいろなことをしていました。その中で先ほど室長から出ました事件は、今朝も職員間で話題になっておりまして、もう一回見直そうと話になるわけですけれども、今回の障害者差別解消法が二つ目の施設職員にとって、新たな人権を守っていく課題に広がっていくということがとても大事なことだと思っています。

　そのようなことを考える機会にもなると思っています。だから少し、初めての参加ですので、うまくはいえないのですが、やはりそのような研修とか、そのような個々の小さな単位での議論をやはりしていくことがシステムの中で位置づけていく。そのような人たちが気楽にというか、身近に相談に乗れる先ほども委員がおっしゃっていましたけれども、遠いところまでいって相談するというのはなかなか難しい。ここを利用しているからここに行ってみよう、ここに相談してみようという機能を、それぞれの施設がもつようなシステムをどのように作るのかということがとても大きな相談支援施設全体を質的に高めていくということにつながるというように思っています。

　合わせて、これも何人かの方がおっしゃっていたのですが、市町村がどのように役割を果たすのかということも方向性をやはり示唆をしないといけないのだと思います。障害者虐待防止法でも、虐待防止センターというのがあるのですが、なかなか事案が起こってからでないと対応できないとか、駆け込んでいってもなかなか後回しにされてしまっているということを聞いておりますので、そのようにならないように即対応し、即解決の方向を見出してくれるような組織体制というのをどう作っていくかが大きな課題なのだと思っているところです。以上です。

○部会長

　はい、ありがとうございます。続きまして、お願いします。

○委員

どうぞよろしくお願いいたします。

　それでは、今後の検討課題について私の意見をお話しします。検討課題で説明された（１）から（３）の順番に即して意見を述べることにしたいと思います。

　第一に、相談、紛争の防止・解決の体制整備の具体的方策についてですが、障害者差別解消法は、皆さんご存知の通りですけれども、障がいを理由とする差別を禁止することで差別のない共生社会をめざす法律です。しかしながら、相談や紛争解決の仕組みというものは、障害者差別解消法では定められておらず、具体的な体制整備というものが大阪府に委ねられているところであります。そうしますと、差別をなくしていくためには、障がいのある人からの相談に対応したり、あるいは紛争を解決する専門的な機関というものが必要だと考えております。

　その上で具体的な制度設計につきましてですが、これは提言で必要とされている合議体ですが、これは差別があったかどうかを判定することにより紛争を解決する判定的な紛争解決機能を担うのか、それとも障がいのある人と事業者の調整を図ることで紛争を解決する調整的な紛争解決を担うのかということを整理する必要があると考えております。仮に合議体が前者の意味で、つまり判定的な紛争解決を担うというようにしますと、当事者間の調整だけで解決できる紛争というのは、その前段階の専門性を有する人材、いわゆる広域専門相談員で扱われることになります。そうしますと、広域専門相談員が相談機能とともに、調整的な紛争解決機能を担うということになります。その意味で広域専門相談員が、差別のない共生社会をめざす障害者差別解消法の担い手として、重要になってくるのではないかと考えております。

　第二に、実効性の担保のための措置の必要性ということですけれども、これは障害者差別解消法が、実効性確保の仕組みというものを行政指導という緩やかな罰則に留めているということから、より踏み込んだ措置が必要なのではないかという問題意識に基づいているというように理解をしております。

　確かに、差別禁止の背後にある実質的平等による価値ということに照らしますと、障がいのある人に平等な機会とアクセスを保障するためには、差別禁止の実効性というものは確かに重要な課題になると考えております。しかしながら、あまり踏み込みすぎますと、事業者の経済的自由という別の価値との関係が問題になってきます。大変難しい問題ですけれども、障がいのある人と事業者の協力というような観点から、実効性確保の仕組みを検討する必要があるのではないかと考えております。

　第三に、条例の必要性についてですけれども、すでに述べましたように、相談や紛争解決の仕組みというものを必要と考えておりますので、その根拠となる条例は必要ということになります。その上で、どこまでの内容を条例に盛り込むのかについては、障害者差別解消法がいわゆる上乗せ横出し条例というものを妨げていないこととの関係で、いろいろな考え方があろうかと思います。

　この点につきましては、条例が障がいのある人、事業者、そして大阪府民にとって、わかりやすく伝える内容であることが必要なのではないかと考えております。すなわち条例が、障害者差別解消法で定められている差別禁止を具体化するといったような意味でわかりやすく、障害者差別解消法では定められていない相談とか、紛争解決の仕組みを設けるという意味で使える内容ということです。それによって、条例というものが障害者差別解消法と相まって、差別のない共生社会の実現に貢献できると考えております。私の意見は以上です。

○部会長

　はい、ありがとうございます。続きまして、お願いいたします。

○委員

　どうぞよろしくお願いします。座って説明します。

　ほとんど委員の方が言われたことの繰り返しになるようなことでございます。少し重複するところがあるかもわからないですが、少し私独自のことも最後に述べさせていただきたいと思います。

　今年度といいますか、去年の入試で、残念ながら私学で２件の簡単に言えば門前払いがありました。いろいろと協議して、障がいがあってどうのこうのということではなくて、障がいを理由に拒否をしているということです。

　大阪府障がい者差別解消ガイドラインの３３ページの不当な差別的取扱いの二項目のところです。完全にこれは違反ですということで、公立の場合だけではなく、私学の場合であっても大阪の共に学ぶ共に育つということが活きております。そのようなことをわかっているはずなのですが、やはりこのようなことが起きてしまう。

　大阪府障がい者差別解消ガイドラインができましてから、個人的なことを言いますと、障害者差別解消法とか、大阪府障がい者差別解消ガイドラインのことについては、よくわからないからどなたかお話のできる方がおらないか、できたらあなた来て話してくれということでいろいろな学校から、言われることもあるわけなのです。そのような意識の高い学校もあるのですが、先ほど述べたようなところ、大阪府の場合でしたら割と簡単だと思うのですけれども、私学の場合はどうしても建学の精神とか、その学校の事情というものがあって、なかなかそのあたりが難しいと思います。なので、相談とか、紛争解決ということに関しては、私も広域相談員の配置、それから助言とかあっせんの機能として、やはり公立中正な第三者機関、これは必要だと思います。

　それから、資料のところに条例の必要性というところのいろいろな議論ということがあります。一見対立しているようなでも、実は結構同じようなところというのはあるのですが、障害者差別解消法の不十分さということで、大阪府障がい者差別解消ガイドラインを明確にする場合であっても、その大阪府障がい者差別解消ガイドラインのことは、実効性を担保するために必ず条例がいるというご意見。それから、どうしても幅広に書くことができるのだけれども、条例というのは性格上、内容に制約がある。条例というのは皆さんご存知のように、法令の一環でありますから、非常にハードルが高いわけです。だから、そのようなところでひとまとめにするのは難しいという意見もありますが、ただ私としてはやはり実効性の担保というところに関しては、条例はやはりいるのではないか。

　先ほども言われたと思いますが、上乗せ横出しという条例でもとにかく実効性を担保するという。もちろん障害者差別解消法というのは、理念法ではないわけです。しかし、どうしても罰則規定等ということを考えても、非常に緩やかな、場合によっては私学経営者の中でそのようなものがあるのかというようなこともありますし、やはりそのようなことに関しては、強制力を持ったというものは必要だろうと思います。

　それと、教育の場で非常によく起こるのが、例えば学校の方針はわかったのだけれども、Ａという教員が許せない。そのようなご意見をよくいただくのです。ガイドライン１２ページのところになりますが、個人の差別的行為というところです。実は学校で少し障害者差別解消法であるとか、大阪府障がい者差別解消ガイドラインの話をしました。この大阪府障がい者差別解消ガイドラインも各教員に渡したのですが、ここが一番わからない、つまり、私人間の行為というところです。時間がないですので読みはしませんけれども、個人の差別的なことというのはここにはなじまない。しかしながら、その私人間の行為であっても、国民の責務にあるようにこのようにしてはいけない。どちらだということを言われたこともあるわけです。だからもう少し、踏み込んでこの私人間の行為ということに関しても、もう少しそのあたりに踏み込むようなことでぶれないかということを思っております。以上です。

○部会長

　はい、ありがとうございます。続きまして、お願いします。

○オブザーバー

　着席させていただきます。私は本日この場でご参加させていただくのは初めてでございますので、緊張しておりますけれども、どうぞよろしくお願いします。

　差別解消に向けまして、当然、本市でも検討をいろいろ進めているところでございます。意見表明ということでございますけれども、本市の状況ですとか、課題ですとか、希望等について少し述べさせていただきたいと思います。

　大きく五点ほどあるのだろうと思っておりますが、一つ目が対応要領でございます。これは内閣府から、基本方針を示されておりますが、具体的な記載というところまでには至っておりませんので、この中でどのように具体化していくのかというところについて、課題と思っております。

　市の中でも、福祉局の障害施策部だけではなく、全庁的に勉強して推進していく必要がございますので、庁内連絡体制の強化につきましても、課題認識をしているところでございます。

　二つ目が、相談窓口の明確化のところでございます。国からは、既存窓口の活用が基本ということで示されておりますけれども、当然整備は必要ですし、その中で特定の部署に業務が集中することがないように留意しながら、またマンパワーとか、ノウハウとか、そのようなところをどうしていくのかというのも留意しながら整備していく必要があるだろうと考えております。

　三つ目が、地域協議会のことでございますが、こちらは市の推進協議会がございますので、こちらとの関連性に留意して、どう進めていくのかというところで現在検討しているところでございます。

　四つ目が、普及啓発でございます。これまでも例えば、大阪ふれあいキャンペーン等を通じまして、大阪府や他の市町村とも連携しまして推進していますけれども、本格施行ということでより積極的な普及啓発のあり方についても考えていきたいと思っております。

　五つ目ですけれども、国ですとか、広域自治体としての大阪府の動向に注目とまた期待もしているところでございます。といいますのも、市町村それぞれで体制整備というところについて、市町村それぞれで考えていくという点については困難であったり、また効率的、効果的でないような要素も考えられると思っております。例えば、大阪府で第三者的な立場での大阪府独自の体制整備ですとか、話題に挙がっておりますけれども、大阪府における条例検討の行方ですとか、また政令市も含めました市町村への技術支援、体制整備といったところの具体的な内容につきまして、可能であれば早期にお示しいただければ、市町村としては準備するべき時間の確保ができると思っております。

　いずれにしましても、関係先と連携しまして、市町村としてなすべきところについて進めてまいりたいと思っておりますので、今後とも関係先のご支援、ご指導をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○部会長

　はい、ありがとうございます。続いて、お願いします。

○オブザーバー

　失礼いたします。それでは、座って説明させていただきます。

　きょうは、市の教育の取組みの中で少しお話をさせていただきます。市におきましては、教育振興基本計画を策定しまして、その中で特別支援教育について、次の四点を目標に掲げまして、進めております。

　一つ目が、共に学び、共に育ち、共に生きる教育を推進する。これは市の特別支援教育のあり方を示しております。

　二つ目が、自立し、主体的に社会参加できる力を養う。これは、国全体の特別支援教育の大きな狙いでもございます。

　三つ目が、個別の教育で支援計画及び個別の指導計画の作成・活用を推進する。これはやはり、一番大事なのが保護者との関係構築。それはやはり障がいのある児童・生徒に対する教育指導をどのようにするかというのは、やはり保護者との関係を構築した上で、していかないといけないということになりますし、またこのようなものをきちんと計画をすることで、計画的、継続的な指導にあたる必要がございます。

　四つ目が、一人一人のニーズに合わせ応じた適切な指導および必要な支援のあり方を工夫する。やはり障がいも多様でありますし、子ども一人一人違っておりますので、その一人一人に応じた支援をしていくということでこの四つの視点を踏まえて、施策や教育実践と研究の充実を図っております。この特別支援教育ですけれども、平成１９年度にスタートしまして、早くも９年目を迎えておりますが、この間、特別支援教育の動向もめまぐるしく推移しております。市の各学校におきましても、校内の支援体制が少しずつ整っているところでございます。また、国の法整備につきましても、先ほどからいいますように、来年４月には障害者差別解消法も施行を迎えます。やはり各学校で、このような法の移り変わり、それもきちんと周知をしまして、学校の理解を高めていきたいと思っております。

　また、平成１９年４月１日に文部科学省から、特別支援教育の推進という通知もございますので、９年目になりますが、もう一度その中で学校における特別支援教育をどのように進めていけばいいのかというのがきちんと書かれておりますので、それも振り返りながら、学校への徹底をしてまいりたいと思っております。

　また教育におきましては、平成２４年７月に中央教育審議会から、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進という方向がなされました。具体的な取組みが求められております。これらを踏まえまして、市の教育委員会におきましても、機構改革を行い、先ほどもお話もしましたけれども、新たインクルーシブ教育推進担当となり名称も変更しまして、大事なことは障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ仕組みであるこのインクルーシブ教育システムの構築の取組みを推進していくと思っているところです。特に学校への、先ほど申しましたように、周知徹底、それから学校が学ぶ機会の充実です。先ほども申しましたけれども、やはり子どもの教育をどうするかということは保護者との関係構築を非常に大事なところでございます。また、教育委員会にもきちんと相談窓口の設置等の相談体制の充実も大事だと考えております。

　また小学校だけではなく、幼稚園、保育所、あるいは小学校、中学校、高等学校と公私を越えた連携、これは学校だけではなく、教育と福祉というようなそのような連携、情報共有も今後ますます大事にしていかないといけないと思っております。

　また学校の中にも、講じればもちろん理解の差は多少あるかもしれませんが、それは周知・徹底をするとともに、やはり好事例を発信して、小学校も３００校近くありますが、どの学校でも等しく障がいのある子どもへの指導が徹底されるようにしたいと思っております。

　また今後もよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○部会長

　はい、ありがとうございます。最後に私から一言ごあいさつをさせていただこうと思います。

　私は初めて障がい者差別について研究しようと思ったのは、１９８０年国際障がい者年のときでございます。ちょうど大学院生で勉強を始めたばかりのそのとき、アメリカでは障がいを理由とする差別を禁止する法律があるということを知り、しかもその差別は、合理的配慮の不提供などが差別だということを知り、その内容に非常に驚くとともに、研究関心をひかれたのを思い出します。

　それ以降、アメリカの障がい者差別禁止の法理、法制度について研究したわけですが、一度アメリカに行ってみたいと思いました。本当に障がい者差別を禁止する仕組み、社会というものはどのような社会なのだろうか。日本でも差別を禁止するアメリカの仕組みを学ぶことができ、判例も読むことができ、どこでどのような紛争が起きているかはわかるのですが、そのような社会に一度住んで何が起きているのか知りたいと思いましたので、１９９６年アメリカのカリフォルニア州のバークレーというところに１年アメリカ社会を見てまいりました。最初に勉強を始めたころは、インテグレーションということがいわれました。社会統合です。つまり、障がい者の方が社会の様々なところで排除されている、事実上そこにはいられない、それを社会統合していこう。それがインテグレーションでございます。ただその後２０年、インテグレーションからインクルージョンへ少しずつ社会は変わっていきました。障がい者も当たり前の構成員と認め、個人を尊重し、ともに気が付いたところがあれば支えあう。こうしたものがインクルージョンだとすれば、私が見たアメリカはそうでない部分とそのような部分が混在しているアメリカでした。一面は、法律が差別を禁止している以上、差別はしない。合理的配慮も形成する。だけれども、特別に関知はしない。特別扱いもしないという非常に個人主義的なアメリカの一面を見ることもありました。

　同時に驚いたのは、７時、８時のラッシュ時、バスに車いすで乗り込む障がい者の方がおられて、バスがぎゅうぎゅう詰めです。運転手がステップを降ろし、誘導し、そしてフックをかけ、５分、１０分とバスが止まっています。バスはその満員のぎゅうぎゅう詰めの状態でそれが行われるのですが、どなたも不愉快、迷惑そうな対応はなさいません。当たり前の光景なのです。障がいのある方がおられれば、普通に「ハロー、こんにちは」と声をかけ、困っておられるのであれば「Can I help you?」と手を差し伸べるという当たり前のことがされていました。それはおそらく、合理的配慮の範囲を越えた部分だというように思っています。

　日本で配慮という言葉を使うと、気遣いまでが入りますけれども、本来の合理的配慮を英訳しますと、Reasonable accommodation。合理的な配慮を行う調整、変更。そこには、相手のことを思いやる気遣いとか、心遣いとかそのようなメンタルな部分まで要求されておりません。

　ただ私たちがめざす社会というのは、多様の主体が協力して、まさに障がい者の方を構成員と認め、個人として尊重しあい、共に支えあう社会、共生社会だと思っています。これは差別を禁止したら、出来上がるものではないと思います。差別禁止、合理的配慮の現況を越えた共に認め合える社会が私たちの理想なのではないかと考えております。

　大阪府も共に生きる大阪の社会をめざして、多様な主体の共同によるこの社会を作り上げようというのが１つのめざすゴールでございます。ただ、この共生社会のイメージは、障がい者差別と同じように、府民の皆様方に必ずしも共有されていないと思います。そこへ向けたロードマップも十分共有されていないと思います。本部会でもそこのところの思いも一緒に共有させていただきながら、実効性ある体制づくりに有意義なご意見をちょうだいできればと思っております。私からは以上でございます。

　それでは、ちょうどここで休憩を取りたいと思います。１０分間の休憩として、再開は１２時からでよろしいでしょうか。

○委員一同

　はい。

○部会長

　それでは１２時再開でお願いいたします。

　＜１０分間の休憩＞

○部会長

　それでは再開したいと思います。本日ご欠席の委員の方からの意見をちょうだいしておりますので、事務局からご説明いただけないでしょうか。

○事務局

　事務局です。それではまず委員から意見書をいただいておりますので、私から読み上げさせていただきたいと思います。本文のみ読み上げさせていただきます。

　私は、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みの基本は、障がい及び障がい者についての相互理解を進めることにあると考えます。不当な差別取扱いの問題や、合理的配慮の不提供の問題の根底には、障がい及び障がい者についての理解の不足があると考えられるため、たとえ紛争の防止・解決の体制を形式的に整えたとしても、事業者や府民の意識が変わらないことには、根本的な解決とはならないことを認識しておく必要があると考えます。

　このような認識のもとに、以下、本部会の主要検討課題である（１）相談、紛争の防止・解決の体制整備の具体的方策、（２）実効性の確保のための措置（勧告、公表、罰則）の必要性、（３）条例の必要性について意見を述べたいと思います。

　点字資料３ページに移ります。第一に、相談、紛争の防止・解決の体制の整備については、１、障がい者差別に関する相談の特殊性及び、２、大阪府の人口規模の２点を考慮する必要があることから、市町村の福祉担当部局における既存の障がい者相談体制を活用し、一次的には、市町村の相談体制により、対応することとして、大阪府は困難事例や広域的な対応が必要な事例を取り扱うのが適当であると考えます。その際、仮に法律と異なる大阪府独自の体制整備を図る場合には、関係する組織の創設、及びその権限如何によっては、条例で規定を負う必要を生じることになります。

　点字資料では４ページになります。第２に、紛争の防止・解決の体制整備に関連して、実効性の確保のための措置についてどのように考えるのか、という点ですが、仮に勧告不服従の場合の公表や罰則といった制裁的措置を設ける場合には、紛争防止・解決体制に関する定めのほか、その具体的な要件や手続等を明示した根拠規定を条例で定める必要があると考えられます。なお、勧告や公表が実効性確保措置として機能するためには、府民の間に障がい及び障がい者に関する十分な理解が広がっていることが前提となると考えます。

　点字資料５ページになります。第三に条例制定の必要性については、上述の通り、実効性確保措置を含めた紛争の予防・解決体制の整備のあり方によっては、そのための条例が必要になると考えられるわけですが、その場合に体制整備に関して、最低限必要な内容の条例にとどめるか、あるいは、より広く共生社会の実現等を目的として、啓発等を含めた内容の条例にするかが論点となります。私見では、条例制定自体啓発的効果があると考えますが、どのような条例にするかは、他の自治体における先行例の慎重な検討を踏まえて対応するのが適当であると考えます。

　続きまして、委員の意見書について、述べさせていただきます。

　取組みの基本理念等についての意見。

　１、憲法第１１条、障害者基本法第１条、障害者差別解消法第１条に規定されるように、法の下で障がい者も国民の一員であり、よって基本的人権の享有主体であることを、そしてこの権利を実現するために、社会の中で障がい者が自立でき、社会参加のための支援を必要であることをまず挙げなければならない。

　点字資料２ページになります。２、現在の社会の中には、障がい者は保護の客体とする見方がまだ残っており、これらが解消しない限り、差別解消法のめざす趣旨は実現しない。

　３、施行を控えている障害者差別解消法の啓発活動も大事であるが、１にあげる基本的人権の享有者であることを前面に押し出した工夫が必要である。これ抜きで今後現場の差別事例がなくなっても、本当の解決には結びつかない。例えば、小学校、中学校の教育に組み入れるという方策も必要である。

　４、大阪府においては、担当部署ごとに障がい者に対する施策が出され実施されているが、これらを障害者差別解消法の趣旨を組み入れた内容にアレンジ、少しでも府民にアピールされたい。またこれらを横断的に整理、まとめたものを府民にわかりやすい形で示されたらと思う。

　点字資料３ページに移ります。５、イメージ的には、障がい者、障がい者問題を知らない人が、１、基本的人権、障がい者の人権、２、障がい者は、社会的自立のための支援が必要、３、自分の近くに障がい者がいたら、どう支援すればよいかがわかるといったもの。また、これらは具体的に現場でどう活かされるかを目で見える内容に力を入れておく。

　６、差別とならない正当化理由の例示は逆効果であり、実施すべきでない。今まで実施されている合理的配慮の事例をもっとアピールしていくこと。

　７、当面として上記のめざす社会実現のために相談、紛争の防止・解決のための体制、より効力ある大阪府条例などを備えることはいうまでもない。

　８、対応要領にあたっては、大阪府内市町村巻き込んで、徹底的に浸透させるような方針を取り組まれたい。以上になります。

○部会長

　はい、ありがとうございます。

　よろしいでしょうか。さて本日は、部会での議論をさらに深めていくために、次第３にもありますようにゲストスピーカーの発言をしていただく機会を設けております。ゲストスピーカーについて、事務局よりご説明いただけないでしょうか。

○事務局

　はい、今年度の部会でございますけれども、より幅広い意見を聞いて、そして本部会での議論をより深めるために、本日の第１１回、ならびに相談等の整備について議論をいただきます第１２回ならびに第１３回の部会では、障がい者当事者団体や事業者の団体からゲストスピーカーとしてお越しいただき、ご意見を伺いたいと思っております。

　本日は、障害者（児）を守る全大阪連絡協議会の中内代表幹事、また障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議の古田議長の予定でございましたが、ご欠席のため西尾事務局長、また国際障害者交流センタービッグ・アイの事業プロデューサーであります鈴木課長にお越しいただいております。

　質疑もふくめまして、一人１５分程度でご発言いただきたいと思っております。以上です。

○部会長

　はい、ありがとうございます。それではお一人あたり質疑も含め、１５分の時間でお願いいたします。そちらでご発言をお願いします。

○ゲストスピーカー

座ってしゃべってもいいですか。

○部会長

　座っていただいて。

○ゲストスピーカー

　４点ぐらい私どものことの話をさせてもらおうと思っています。私の団体は、大阪で障がい種別を越えて一緒にしている団体なのです。私自身は、もう４７歳になる知的障がい、いわゆる行動障がいといわれる社会的に一番嫌がられるタイプの息子なのですが、その息子と暮らしている。その関係で障がい者運動にかかわりをもっているわけですが、そのあたりが重点的になると思いますが、発言をさせていただきます。

　まず一つ目は、差別ということで物事を図るということでいいのだろうかという気もするのですが、要は障がい者がその地域で安心して暮らせるという、そのことを守っていくとか、保障していくということがその差別解消ということなのだと私は理解しています。

　だから、この事例が差別に当たるのか、当たらないのかというそのような種類の対応というのはあまり好ましくないと思うタイプなのですが、基本的に言いますと障がい者が住みやすい社会ということはどのようなことかというと、少なくとも成人期を過ぎれば、親から離れて地域で暮らせるという場の保障がされているかどうかということ。それから、その障がいに見合った必要な支援がされる体制があるかどうか。

　もう一つは、障がいがあるために、いろいろな緊急時といいますか、臨機応変の対応が非常に難しいというものですから、そのような場合に特別な支援体制が確立をされているのかどうかということが地域で暮らしていくために必要な条件なのだろうと思っています。そのような意味では、単に地域とか、人間関係とかいうだけではなくて、制度的な差別というのが私はあるのだろう。制度の壁といいますか、そのような組織の壁であるとか、そのようなものを主体的に取り除いていく社会というのが大事なのではないだろうかと考えています。

　二つ目は、合理的配慮という言葉でよく表現されますが、この合理的配慮ということが本当に社会に定着していくということを私どもは期待をするわけです。ただ、条例等で合理的配慮でないものとは何かということをそのような事例を例示するという考え方は、基本的におかしいだろう。というのは、場所であるとか、時代であるとかによって、配慮の中身も常に変わるわけです。私はよくこのときに例に出すのが、２０年、３０年前に地下鉄にエレベーターがどれだけあったのだろう。このときにそれを差別というのかどうかということでいうと、時代が変われば今の時代に駅にエレベーターがないというのは、それこそ合理的配慮に欠けているではないかといえるのだろうと思うのです。そのような意味で、合理的配慮という言葉をあまりYesかNoかの理論ではなくて、こうあるべきだということを前提に聞いていただきたい。ただ文章の中で、このガイドラインの中にもありますが、事前に申し入れをしていたのにもかかわらず、提供しないのはという表現がありますが、事前に申し入れという言葉で本当にいいのだろうか。例えば、私の息子のような障がいをもっている人が事前に申し込みということが可能なのだろうか。私があそこに行くから合理的配慮をしてくださいと言えるのだろうか。

　もう一つは、障がい児です。障がいを認め切れていない親の中で、私の子が一緒に行くからこのような配慮をしてくださいということが言えるのだろうか。私はそのこと自体が親の課題でありますが、親としてやはり障がいを認めるためには、少なくとも小学校の高学年ぐらいにならないとまともに障がいを親として受け止めることは不可能だろうと私自身はそう思っています。そのような意味で、ぜひそのような事前に言うか言わないかそのような議論ではなくて、ただ単にその人にとって必要なものはできるだけ努力しようというそのような社会を作り上げていただきたい。

　三つ目は、要は今課題になっています実際にその差別事例があったときに、それをどのように対応するのかというもの。調停機関といいますか、それが必要だろうということは私もわかるわけですが、その強制とか、罰するための機関ではなくてはならないと思うのです。これはその行為を社会的に常識的な対応を促していくようなそのような機関。

　特に、中立性とか、第三者性というのは、より大事な部分だろうと思っています。そのような視点でいうと、個人ではないのだと思うのです。人を指名して何人かですれば解決するという話ではないのだろう。少なくとも団体とか、一定の協議体でないと解決しないのではないかと思いをもっています。

　四つ目は、条例の実効性といいますか、具体的に条例を制定する場合に、国の基準でも横出しとか上乗せという言葉が使われているように、少なくとも大阪府で条例を制定するにあたっては、そのような視点で国の曖昧さとか、不十分さを少なくとも地域の実状に照らして、具体化をしていくということが課題になるのではないかと思っています。

　特に、ここ近年といいますか、私も長年障がい者運動をしていますが、言葉の上で、理念の上では非常に素晴らしくなってきているのです。障がいに対する理解もふくめて、少なくとも人権であるとか、意思決定であるとか、そのようなことが当然のように謳われ、掲げられているわけですけれども、本当にそのことが実行されているのだろうか。具体的になればなるほど、直接の暮らしにつながっていけばいくほど、あまりにもそのギャップが大きいというのが私の印象なのです。例えば、障がいの種別といいますか、特性によって相当内容が違うのです。私の知る、あるお母さんがいわゆる行動障がいが始まっているお子さんを連れて街を歩いている。その子が不幸にも怪我をして、足を骨折して車いすに乗せざるを得ない。車いすに乗せて街に出る。これはお母さんの感想です。車いすに乗った途端にものすごく楽になるのです。走り回っている子どもを必死に手をつないで歩いているというのは、本当に周囲から直接誰かがどうという話ではないのですが、精神的に排除されていて、でも車いすに乗った途端にものすごく視線がやさしくなった。

　これはやはり今の社会の発展段階でもあるのでしょうし、障がいのマークが車いすで表現されているように、そのような時代といいますか、いわゆる私の感覚でいうと身体障がいというのはもともと手帳ができたのは、傷痍軍人から始まったのだというそのようなところから見てもそのようなことはあるのだろうと思いますが、でもそれがだんだんと障がいを越えて、多分今一番遅れているのが精神障がいの分野だろうと思います。知的障がいはもう結構どこかがグループホームを作るといったら、私の隣に来るのか、という。私の町内に来るのはいいです。でも私の家の隣は困るというのが一般論ではないですか。これが精神障がいになるともっとひどくなるという思いをしています。

　そのような意味で、本当に私どもの思いでいいますと、その障がいの種別なり、その時代によって、書くことは変わっていくので形式的な形で何かを規制するというよりは、その社会をどのように実現していくのかという点。その意味でいうと行政がもつ啓発活動といいますか、キャンペーン活動といいますか、このようなもので非常に大事な点。最近はやりのホームページに載せましたという問題ではなくて、どちらかというとテレビコマーシャル的なそのようなキャンペーの仕方を考えていただけるとありがたいと思っています。以上です。

○部会長

　はい、ありがとうございます。ただ今のご意見について、ご質問等ありますでしょうか。

　よろしいでしょうか。時間も少し押しておりますので、以上をもちまして、ご意見ありがとうございました。

　それでは続きまして、よろしくお願いいたします。

○ゲストスピーカー

　ここに座っていいですか。

○部会長

　座っていただいて。それではお願いいたします。

○ゲストスピーカー

　今日は本来ここに来るはずだったのですが、数日前から少し体調を崩しておりまして、私が代理で発言させていただきます。よろしくお願いします。

　既に資料が出ているかと思います。五項目に亘って書いてある資料になりますが、基本的に読み上げ、それにプラスして少し補足を加えさせていただこうと思います。それでは早速始めていきます。

　一番、正当な理由、過重な負担について。差別解消ガイドラインでは、最終的に正当な理由、過重な負担の事例を列挙することを避けていただいたことを感謝します。これらの事例を挙げてしまえば、事例が拡大解釈され、差別が広がるおそれがあるため、今後のガイドラインの改訂版、ならびに差別解消の関連文章においても個別の事案ごとの判断の姿勢を堅持していただきたい。

　また、差別解消に向けては、むしろ合理的配慮の好事例の豊富化が求められると思われる。各障がい種別、事業所別において差別を受けやすい事例、事案名について合理的配慮の好事例を広く募集していくことが必要と思われます。今年度ハンドブックの作成に際して、各障がい者団体とも連携してそのような内容で作成していただきたい。ここに付け加えることは特にありません。

　続いて二番、条例の策定について。事例の対応については、合理的配慮の検討で解決していけるケースも多いと思いますが、意図的な差別、排除事案に対しては、権限をもってきちんと対応していくことが求められます。ガイドラインと体制整備だけでは事案の調査権は持てないため、意図的な事案に対して調査、あっせん、調停、勧告、公表といった法的権限を持って対応していくために、条例策定が必要です。体制整備を先行させるのではなく、並行して条例策定について前向きに検討し、ぜひ具体化していただきたい。

　ここのところですが、現在１４の自治体で差別の解消に関わる条例が策定されています。１１の道府県と３つの市です。それぞれ実効性を担保するような仕組みを備えているのですが、具体的に言うと勧告とか公表、これがあるかどうか。１４の自治体のうちに、勧告がある規定が13で、公表までもっているのが９の自治体。近々の策定の５つの県についてはすべて公表までの規定がある。これはこちらで調べたものなので事務方で確認しておいてほしいのですが、そのような今の実態がある。このようなことで担保するような仕組みがあるかどうかというのは、自治体の差別解消をどのように障がい者の差別解消を進める意気込みや姿勢といいますか、そのようなことでの一つの枠組みの整備だろうと思います。ぜひ条例の策定というのは進めていただきたいと思っています。

　続いて３番、体制の整備。体制的には、1、市町村などの既存の相談機関の活用。２、広域相談員の配置。大阪府に４名配置。３、第三者合議体の設置。学識者、障がい者、事業者団体等で構成の三層構造が考えられます。しかし、第三者合議体は、白黒をつける最終判断機関としてイメージされており、実質的には既存の相談機関へのアドバイス、関係機関への連絡調整などより広域専門相談員に多くの役割、高い技能が求められてくるため、相当無理があるように思われます。具体事案に対して、合理的配慮の具体策を提案していけるような各障がい者団体とも連携して、合理的配慮の中身について調べ検討したり、事案解決に向けて協力していく機関の設置が必要です。

　それぞれ条例が策定されているような地域には体制の整備も書かれています。鹿児島県の例では、差別解消法で設置できるとされている差別解消支援地域協議会にあっせんなどの権限を与えています。協議会の定員は２２名、あっせんなどの場合は３名程度で部会を構成する。そのような形になっています。このような　体制がいいというわけではなくて、一つの例として、機動的でしやすいのももちろんのほかとも思ったりもする。いずれにせよ、いろいろな例や実質的なものとしていくためにどうするかというような議論が必要になると思います。

　実際にやはり相談体制ですが、機能するものでないとやはり意味がないものですので、具体的に申すとやはり身近な相談から始まるわけですが、最終的にはその身近の相談が大阪府全体の一つの意見となるような道筋というか、通りやすいパイプというかそのようなものを作っておくことは必要で、あまりこのパイプが狭すぎたりすると、願望を言っても押さえつけられるような形で相談をされたりするようなことがあったりするのではないかと思います。

　決して説得して我慢を強いることだけはいけない。けれども対立ではなく、相互理解を深めていくようなものにしなければいけないと思います。

　四番、少し条例とはずれますが、対応要領、対応指針について。本年度、国から対応要領、対応指針が示されることになりますが、大阪府内全市町村において、対応要領の策定を勧めていくことや事業所への対応指針の周知、浸透などが必要になってくると思われます。そのような大阪府の対応について、差別解消部会、施策推進協議会において、検討していただきたい。

　対応要領については、資料にもありましたように大阪府内の各市については、努力義務とされています。差別解消法の基本方針では積極的に取り組むことが望まれる。

　例えば、市町村別の小中学校では、合理的配慮の提供は義務となっていますが、対応要領については努力義務となって、少しおかしなことにもなりかねないか。ですから全部の市町村にやはり作るべき。そのために大阪府としては、大阪府もそうですが、各市町村が基本方針にのった策定に関しては、障がい当事者および関係者の意見を聞くようなことも含めて、その道筋も含めてきちんとしたものを作るような指導とか、アドバイスとかをしていくのも必要だろうと思っています。

　最後に五番、差別解消部会への参加。以上のような具体的仕組みを作っていくにあたって、そのためにも連携・協力をしていただきたく、差別解消部会への障がい者からの提言にもご協力いただきたい。これについても付け加えることは特にありません。

　最後に少しだけ言わせていただきます。私は今４９歳なのですが、３５年前に障がいを持ちました。中学校２年生の時です。３５年前というのは、障がい者が頑張るのが当たり前の時代でした。私も障がいをもって、障がいに負けないようにという感じでやはりしてきた。これは私がそうしたかったかというと、時代がそのような感じだったのです。私のことはともかく、今４９歳ぐらいの私と同級生の方は、この社会の中で経営者にまわったり、今そのような社会の中核をなしている人たちです。その人たちも同じ空気の中で育ってきた。

　つまり、やはり障がい者は頑張るものだとか、あれだけ中学校のときに頑張っていた子を横で見ていたということを経験として持っている人がやはりまだ多いのだと思います。そのような人たちをどのように変えていくかということなのですが、一つにはやはり啓発。これが大切だと思います。普通に啓発するだけでなっているのだったらとっくに変わっているわけです。でもそれが変わっていないのですから、きちんとガイドラインではなく、条例という枠組みをもって、大阪府として変えていくという姿勢を強く持つこと。そして、条例の中身である解決の仕組みとかも実際に動くものでしないと、いっときは何か機能するかもしれませんが、それが動かないということになると、継続的な影響力というのは与えられない。ですから、これらの三つをどれが先ということではなく、やはり同時に進めていくこと。そのことが必要と思っています。以上です。ありがとうございました。

○部会長

　はい、ありがとうございます。ただ今のご意見に何かご質問等ございますでしょうか。

　よろしいでしょうか。貴重な意見ありがとうございました。

　それでは、お願いできますでしょうか。

○ゲストスピーカー

　よろしくお願いいたします。

　私が今日お話しさせていただくことというのは、国際障害者交流センターでこれまでしてきました障がいのある方を受け入れて支援する側の現場の意見ということで、少しお話しさせていただければと思います。

　国際障害者交流センターがどのようなことをしているかということはご存知の方もいるかと思いますが、２００１年に国が作った障がい者の社会参加と自立を芸術文化や国際交流等を通して、実現していくということで、事業を運営しております。主に私が担当させていただいているのは、舞台芸術であったり、ワークショップや美術関係のアート制作を障がいのある方が参加して、活動できる環境を作って、事業を展開していくということでをやってまいりました。

　国際障害者交流センターのオープンが２００１年でして、私がこの仕事に関わったのが、オープンする約１年前で、それまでは舞台やイベントの制作をしておりまして、またその前は銀行員ということで福祉とか、障がいのある人に対して、特に意識や接点もなく過ごしてきたのです。

　いざ、２０００年にスタートした時に、舞台や美術活動の参加にどのように障がいのある方が参加できるかというところで全く自分の知識や経験がなかったことで、かなりいろいろ講座に行ったり、施設を見学などしてきましたが、なかなかそのニーズにどこまで応えられるかというところが難しかったという記憶があります。

　特に、情報保障ということに関しては、視覚、聴覚のある方に関しては、手話であったり、文字情報であったり、副音声ということは大きなことでは知っていましたが、快適な中できちんと保障して提供していくというところでは、まだまだ経験もなく、四苦八苦したのですが、その中でやはり一つ思ったのは、障がい当事者の方の意見がそれぞれ出てきたという環境にあったというところで、一つずつその課題をつぶしていった十数年だったと思います。

　私ごとなのですが、今年の２月にこの１０年、文化事業に関して、障がいのある方を支援してきた本をまとめたのですが、まとめる中で、もう一度、障がい者の権利条約であったり、この障害者差別解消法のことも含めて、いろいろ考えると、障がいというところの概念がやはり権利条約で謳われています障がい当事者にあるのではなくて、社会を通しての間にあるものが障がいだというところの頭では理解していたけれども、なかなか私は呑み込めていなかった。当初は、呑み込めていなかったということを、私が気付いた。今、私が文化事業をしている仕方とスタートした時の違いというのは、はっきり見えた気がしたのです。それはどのようなことかというと、私たちは文化や芸術を鑑賞していく中のものを作っていく中で、参加者の中に障がいのある人がいるという意識をきちんと持って私は作るようになれたということです。

　できる限り、私たち制作している人間はたくさんの方に来ていただいて、見に来ていただきたいという中で、見えない方にはどういった見え方があるか、聞こえない方にはどのような聞き方があるか、そのようなことを人と鑑賞する舞台の間に障がいになっているものをつぶしていく。そのような作り方に私が知らないうちに変わっていたということに気づきました。

　このような仕事をしていましたので、最近では公的な文化施設の職員向けの研修とかでお話しさせていただく機会も増えてきたのですけれども、２年前に公共の文化施設のアンケート調査を取ったところ、ほとんどの職員の方が大体私のスタートした時と同じやはり観客の中に障がいの方がいらっしゃるというあまり意識がないということと、意識はあっても、機材もあってもなかなかそれに対応していけない。それはなぜかというと、知識、経験、あとは人の不足、お金の不足ということがほとんどの理由だったのです。相談機能というのを障がいのある方の相談機能というのも私はもちろん大事だと思っていますが、支援する私たちがサービスを提供する人であったり、環境を整える側の人間にもやはり相談できるような機能が必要ではないか。

　私は、文化施設の職員の方にしか講座をしていないのでわからないのですが、ハードルを高く感じている方もいらっしゃいますので、そのようなところでどうすればいい環境を作れるかということを求められているものの相談ができる窓口があるともっとこのような考え方であったり、作り方というのを浸透して広がっていくのではないだろうかと思います。以上です。

○部会長

　はい、ありがとうございました。ただ今の意見について何かご質問・ご意見ありませんでしょうか。

　よろしいでしょうか。はい、貴重なご意見ありがとうございました。

　以上、ゲストスピーカーの皆様から貴重なご意見を頂戴いたしました。ゲストスピーカーの皆様におかれては、お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございました。お忙しいとは存じますので、これでご退席いただいて結構でございます。

　さて、委員の皆様、ゲストスピーカーの方からご意見をいただきましたが、少し時間がございますので、委員の方のご意見を踏まえて、改めて、それから今後の会議の持ち方について改めてご意見ございましたら、頂戴したいと思いますがいかがでしょうか。

　それでは、今後のスケジュールにつきましては、事務局が説明したように各問題について一つ一つ考えてまいりたいと思います。この問題につきましては、当事者の方、この当事者というのは、障がいのある方、あるいはその関係団体の方の当然当事者でございますが、もう一方の当事者、事業者の方も私は当事者だと思っております。それぞれ少し立場は違いますが、思いは一つ。実行可能な共生社会づくりをめざして、障害者差別解消法をどう動かしていくのかというところで積極的なご発言をいただきたいと思っております。条例そして紛争解決の仕組み、もう一つは今回のガイドラインは相談機関において紛争を解決するだけの有効なルールブックになっているのかとみた場合には、啓発ツールとすればある程度のところまで踏み込んでまとめさせていただいておりますが、ルールブックとして考えた場合にはまだまだ曖昧な部分を残しております。それも踏まえて、少し当事者の皆様方からご意見をいただきながら、法律関係の先生方にもこの委員会では少しメンバーを増やさせていただいて、ご意見を頂戴してまいりたいと思っておりますので、よろしくご協力お願いいたします。

　それでは、予定の時刻より少し前ではございますが、本日の部会はここまでとさせていただきたいと思います。以上で本日の議事を終了いたします。事務局にマイクをお返しいたします。

○事務局

　はい、部会長、委員の皆様ならびにゲストスピーカーの皆様、本日はお忙しいところありがとうございました。

　なお、予定にもございますように次の第１２回は相談、紛争の防止・解決の具体的な体制整備の施策についてご議論いただく予定としております。

　現在のところ、予定としましては、今月末の６月２９日月曜日に次回の第１２回目の部会を開催したいと考えております。

　またお忙しい中ですが、ご出席のほう、よろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、第１１回大阪府障がい者施策推進協議会差別解消部会を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

（終了）